

地域活性化包括連携協定書

長 崎 県

株式会社ローソン

協 定 書

長崎県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、長崎県における地域協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、コンビニエンスストアの特性を活かし、甲と乙の協働による事業活動を推進し、地域の活性化と県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる協働事業を行うものとする。なお、各号の詳細、具体的事項等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 地産地消と県産品の販路拡大に関すること。
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) 環境対策に関すること。
- (4) 地域及び暮らしの安全・安心に関すること。
- (5) 子ども及び青少年の育成に関すること。
- (6) 災害対策に関すること。
- (7) その他、地域の活性化及び県民サービスの向上に資すること。

2 乙は、自己の加盟店に対し最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、協定書の変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期限は、平成21年3月31日とする。ただし、有効期限の1月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(解約)

第7条 甲又は乙は、前条に規定する有効期間中にかかわらず、解約予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲と乙は協働事業の実施に当たり、知り得た情報機密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成20年 7月 9日

甲 長崎県長崎市江戸町2番13号

長崎県知事



乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長

